

大津町開発事業等指導要綱

大津町

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 公共施設等に関する技術基準（第20条—第31条）

第3章 公共施設の管理の引継ぎ及び公共施設等の用に供する財産の移管に関する基準（第32条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本町において実施される開発事業等に対し、一定の基準を定めて無秩序な市街化及び林地開発を防止し、良質な宅地水準の確保及び森林の持つ多面的な働きを維持し、災害の防止及び自然環境等の保全を図り、計画的なまちづくりを進めるとともに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発事業等（以下の行為のことをいう。）

・土地の形状、形質、用途又は区画の変更。

・建築物又は特定工作物（この要綱においては再生可能エネルギー発電施設を含む。）の建築。

(2) 開発区域 開発事業等を実施する土地の区域をいう。

(3) 開発者 開発事業等の設計、工事等を自ら行う者（請負契約により設計、工事等を行う場合は、その発注者）

(4) 公共施設 道路、河川、水路、公園緑地等、消防水利、汚水排水施設、雨水排水処理施設、給水施設、ごみステーション等で公共の用に供する施設をいう。

(5) 公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

(6) 協議申請 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）規定に準じて、開発事業等の着手前にあらかじめ町長及び水道事業管理者等（以下「町長等」という。）と協議することをいう。

(7) 利害関係者 開発事業等の実施により、環境の変化が生じる次に掲げる者をいう。

ア 開発区域及び開発区域に隣接する土地と建物の所有者及び使用者

イ 地上3階建て以上の建築物の建築にあつては、計画建築物の高さのおおむね2倍の距離の範囲内（日照の変化及び風向の変化が生じる可能性のある範囲内）にある土地と建物の所有者及び使用者

ウ 排水等により影響を受けると考えられる者

エ テレビ電波の障害を受けると考えられる者

オ その他町長が特に影響を受けると認める者

（適用範囲等）

第3条 この要綱は、次の各号の開発事業等のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 造成面積が実測1,000平米以上のもの

(2) 戸数3戸（集合住宅等を含む）以上の建築物の建築

(3) 建築面積が500平米以上の建築物の建築

(4) 地上3階建て以上の建築物の建築

(5) 宅地化の計画を含む山林分譲等の区画造成行為等で、事業面積が実測1,000平米以上のもの、又は3区画以上のもの

(6) 1,000平米以上の土地の捨土、盛土、切土を行うもの

(7) 再生可能エネルギー発電施設を整備しようとする区域の面積（残置森林等を含む。）が実測1,000平米以上のもの

(8) その他町長が特に必要と認めるもの

2 同一開発者（開発事業等を引き継いだものを含む。）が、近接地において継続して開発事業等を行い、その合計面積等が前項第1号から第7号に規定する規模以上となる場合、この要綱を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体等が行う開発事業等で、町長が特に認める開発事業等については、この要綱は適用しない。

（協議申請）

第4条 前条に定める開発事業等を行う開発者は、あらかじめ町長に申し出て、この要綱に規定する事項について開発事業等協議申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、建築確認申請等の諸手続きに先立ち行うものとする。

- 3 申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 開発区域の付近見取図及び位置図
 - (2) 開発区域の土地の地籍図（字図）の写し
 - (3) 設計説明書（別記様式第2号）
 - (4) 現況図
 - (5) 土地利用計画図（縮尺1／500以上で、給排水計画を含む）
 - (6) 公共施設及び公益施設（以下「公共施設等」という。）の計画平面図、断面図、構造図
 - (7) 開発区域内に係る開発事業等同意書（所有者と開発者が異なる場合。）（別記様式第3号）
 - (8) 開発事業等に係る公共施設等管理者との事前協議経過書の写し（別記様式第4号）
 - (9) 開発事業等関係地域説明会実施報告書（別記様式第5号）
 - (10) 農地転用の許可証の写し（開発区域に農地を含む場合。）
 - (11) 登記簿謄本の写し
 - (12) その他町長等が必要と認めるもの
- 4 申請書を提出しようとする開発者は、あらかじめ、利害関係者及び関係行政機関（開発の影響が隣接市町村に及ぶ場合は町外の関係地域を含む。）に申し出て、次の各号に係る協議等を整えておかなければならない。なお、合理的な理由がある場合は、協議等を整えておく期限を工事着工日の前日までとする。
- (1) 開発区域内の土地所有者及び諸権利者の同意取得
 - (2) 利害関係者への説明
 - (3) 公共施設等管理者との開発に伴い設置される公共施設等の内容及び当該公共施設等の無償移管に関する事前協議
 - (4) 貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地に該当するかの確認
 - (5) その他町長等が特に必要と認めるもの
- 5 第1項の協議申請の内容に変更が生じた場合は、次表の区分に応じ、速やかに開発事業等に係る変更（協議・届出）書（別記様式第6号）を提出しなければならない。なお、当初の協議申請の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合は、当初の協議申請を廃止した上で、新たに第1項から前項までの手続きを実施しなければならない。

変更協議が必要なもの	変更の届出が必要なもの
ア 開発区域の規模変更 イ 建築物又は特定工作物の位置、用途の変更 ウ 公共施設等の位置、規模、設計（構造計算を含む。）の変更 エ 工事施工者の変更	左記以外の軽微なもの

- 6 申請書提出日から2年以内に、協議申請に係る事業に着手しなかった場合は、当該協議申請を取り下げたものとみなす。なお、2年経過後に事業に着手しようとする場合は、開発者は第1項から第4項までの手続きを再度実施しなければならない。
- 7 法による開発許可申請を行うものについては、申請書の他は、都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き（熊本県土木部発行。以下「県基準」という。）に示す提出図書により協議申請を行うものとする。
- 8 森林法（昭和26年法律第249号）による林地開発許可申請を行うものについては、申請書の他は、熊本県林地開発許可制度実施要項（平成8年熊本県要項）に示す提出図書により協議申請を行うものとする。

（開発協議会）

第5条 協議申請に係る開発事業等について関係各課の意見の調整を図り、適切な指導を行うため、大津町開発協議会（以下「開発協議会」という。）を設置する。

- 2 開発協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。
- (1) 開発事業等に係る現地調査及び承認書の立案に関する事
 - (2) 開発事業等に係る完了検査に関する事
 - (3) その他町長等が必要と認める事項

3 開発協議会の組織は、協議申請の内容に応じ、第19条第3項の個別管理窓口中、関係する窓口をもって構成し、運営に関する事務は、都市整備部都市計画課において所掌する。

（審査及び指導等）

第6条 町長は、申請書を受領したときは、協議申請に係る開発事業等の計画及び公共施設等の計画が、次の各号に適合するか否かを審査するものとする。この場合において、町長は、関係各課の意見の調整が必要であると認めるときは、大津町開発協議会に協議をさせなければならない。

- (1) 本町のまちづくりに調和しているものであること
- (2) 本町の都市計画をはじめとする各種計画（以下「都市計画等」という。）と調和しているものであること
- (3) 開発者が整備する公共施設等の品質が必要十分であり、町への移管が適切なものであること
- (4) 開発事業等完了後も、災害に対する備えを十分具備している計画であること
- (5) 環境の悪化を招くものでないこと
- (6) その他町長等が必要と認める事項

- 2 町長は、協議申請に係る計画が前項各号に適合しないと認めるときは、本町の都市計画等及びこの要綱の規定に基づき、計画の変更等を指導するものとする。
 - 3 町長は、協議申請に係る計画が本町の都市計画等及びこの要綱の規定に適合していると認めるときは、開発事業等計画承認書（別記様式第7号）により、開発者及び必要に応じ熊本県知事又は熊本県北広域本部土木部長に通知するものとする。
 - 4 開発者が第2項の規定に基づく指導に従わない場合は、町長は協議を中断することができる。
（環境保全及び公害防止）
- 第7条 開発事業等の承認を受けようとする開発者は、開発事業等の工事の施工にあたり、災害の発生及び公害の防止に努めるとともに、住民の生命、財産を守り、文化財及び自然の美観等を保全するよう最大限の注意を払わなければならない。
- 2 開発者は、前項に関しあらかじめ環境への影響を調査し、町長等及び関係機関に協議するものとする。
 - 3 開発者は、開発事業等に係る工事の施工により発生する公害については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）等を遵守し、必要な公害防止施設を整備するなど、自己の責任において関係住民等に被害を及ぼすことのないよう万全の措置を講じなければならない。また、関係住民等からの苦情に関しては、開発者の責により誠意を持って対応しなければならない。
（利害関係者等との調整及び被害の賠償等）
- 第8条 開発者は、開発事業等の計画を定めるにあたり、あらかじめ利害関係者と協議し、調整を図り、開発事業等への理解に努めなければならない。
- 2 開発者は、その計画内容について利害関係者への説明を行うものとする。説明会の有無については、地域の代表者と協議のうえ決定するものとし、説明会を実施する場合、日程についてあらかじめ町長へ通告しなければならない。また、説明後は、開発事業等関係地域説明会等実施報告書（別記様式第5号）を速やかに町長へ提出するものとする。
 - 3 開発者は、開発事業等の実施にあたり、利害関係者との間に紛争が生じたときは、責任をもって解決しなければならない。
 - 4 開発者は、開発事業等の実施にあたり、他人に損害を与えたときは、開発者の責任において速やかに賠償等を行い、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 開発者は、宅地造成を行う場合にあっては、地域の代表者と協議し、地域コミュニティの構築に向け、分譲の相手方（共同住宅にあっては住宅所有者及び入居者）に対し自治会等への加入の周知を行わなければならない。
（公共施設等の整備）
- 第9条 開発者は、開発区域及びその周辺地区内の公共施設等について、この要綱の定めるところにより、整備計画を策定しなければならない。
- 2 開発者は、前項の整備計画に基づき、原則として開発者の負担において、開発区域及びその周辺地区内の公共施設を整備しなければならない。
（工事着工・工事廃止・完了調査・公共施設等の移管等）
- 第10条 開発者は、開発事業等に係る工事に着手するときは、開発事業等工事着工届（別記様式第8号。以下「着工届」という。）を、また、開発事業等に係る工事を終えたときは、開発事業等工事完了届（別記様式第9号。以下「完了届」という。）を町長に提出しなければならない。なお、完了届には、竣工図面及び竣工写真並びに工事完成後被覆され確認できない上下水道等については、工事中及び段階確認検査の写真を添付するものとする。
- 2 承認を受けた開発事業に関する工事を廃止したときは、速やかに開発協議等に関する工事の廃止の届出書（別記様式第10号。以下「廃止届出書」という。）を町長に提出しなければならない。なお、開発事業をむやみに途中で廃止すると、その周辺の地域に土砂の流出、溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりするおそれがあるため、承認に付された条件を履行するとともに、十分な対策を講じること。
 - 3 前項の廃止届出書には、今後の用途及び廃止時の当該土地の状況を添付しなければならない。
（現状図と写真）
 - 4 町へ無償提供する公共施設等については、第33条に規定する必要書類を添付しなければならない。
 - 5 町長は、完了届を受理したときは、当該開発事業等がこの要綱の規定に適合しているかどうかを確認するものとする。この場合において、町長は、関係各課の意見の調整が必要であると認めるときは、開発協議会に協議をさせなければならない。
 - 6 町長等は、当該開発事業等がこの要綱の規定に適合していないと認めるときは修補、手直し等の指導を行うことができる。
 - 7 前項の場合において、開発者は、修補、手直し工事を完了したときは、町長等の確認を受けなければならない。
 - 8 町長等は、第5項及び前項の確認の結果、当該開発事業等の内容がこの要綱の規定に適合していると認められる場合には、公共施設等の移管を受けることができる。

9 第1項の完了届提出後に、内容の変更が生じた場合は、速やかに開発事業等に係る変更承認申請書（別記様式第11号）を提出しなければならない。なお、当初の協議申請の内容から大幅に変更等が生じる場合は、第4条第1項から第4項までの手続きを再度実施しなければならない。

（協定等の締結）

第11条 開発者は、町長等が必要と認める場合においては、環境の保全に関する協定、まちなみの美観に関する協定、公共施設等の整備及び維持管理に関する協定等を締結しなければならない。

（行政指導の遵守）

第12条 開発者は、計画、設計、施工、防災、環境保全、費用負担等について、この要綱を遵守し町長等の指導に従って施工しなければならない。

2 この要綱の規定の適用について明らかでない事項があるときは、開発者は、町長等と協議しその指示に従わなければならない。

3 開発事業等に関係する個別法令等は、これを遵守しなければならない。

（開発区域及び周辺の保全）

第13条 開発者は、開発事業等に係る工事の施工にあたり、交通事故及び公害を未然に防止するため看板の設置を行うこととし、工事期間中に関係車両が利用する道路については、その交通量及び通勤、通学の時間帯を勘案して選定することとし、当該道路の沿線及び開発区域周辺に対する騒音、振動、粉塵の発生抑制に努めなければならない。

2 開発者は、開発区域への資機材搬入等のために町が管理する道路を使用する場合には、あらかじめ道路管理主管課に協議を行うとともに、その使用により当該道路を汚損・破損させた場合には直ちにその修繕を実施しなければならない。

3 開発者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他廃棄物の処理に関する関係規程を遵守し、開発事業等に係る工事の施工を行わなければならない。

4 再生可能エネルギー発電施設等で、所期の目的が達成され施設等を全て撤去することになった場合、開発者は、再生可能エネルギー発電設備撤去届出書（別記様式第12号）により町長に届出を行わなければならない。また、設備等の取り片付けが完了した場合には、町長等の確認を受けなければならない。

（防災体制）

第14条 開発者は、不慮の災害に対応するために緊急連絡網を整備し、第10条第1項の着工届提出の際にこれを添付しなければならない。

2 開発者は、開発区域内及びその周辺の地形、地質、過去の災害等の調査を行い、地域の意見等を徴して防災計画を立てるとともに、開発事業等に係る工事に起因した土砂の流出を未然に防止するために、仮設沈砂池、仮設排水、土砂流出防止柵設置等の必要な仮設防災施設を設けなければならない。

3 開発者は、開発区域内において想定外の土質変化、湧水、地盤の沈下、その他危険な状況が発生した場合は、直ちに町長等へ届け出るとともに、周囲の安全が確保されるよう必要な措置をとらなければならない。

4 台風及び集中豪雨等が予見される場合には、開発者はあらかじめ開発区域内の警戒、保全を行うこととし、現に土砂流出等の災害が発生した場合には、直ちに臨機の措置をとらなければならない。

5 町長等は、開発者の防災体制に不備があると認められる場合は、開発区域への立入調査を行うことができる。

（埋蔵文化財等の確認）

第15条 第4条第4項第4号の確認は、大津町教育委員会に埋蔵文化財包蔵地照会依頼書（別記様式第13号）を提出して開始するものとする。

2 開発区域が、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）に含まれている場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定に基づく文化庁長官への届出手続きを行わなければならない。

3 開発区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合であっても、出土品の出土等により、貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、かつ、遅滞なく、大津町教育委員会に届け出るとともに、文化財保護法第96条第1項に基づく文化庁長官への届出を行わなければならない。

4 開発区域の周辺に、史跡名勝天然記念物（以下「史跡等」という。）がある場合には、開発事業等の実施により史跡等を破損、または汚損させてはならない。

5 史跡等により景観が保たれている地区周辺での開発事業等を計画する場合は、開発者は、その景観を維持するため十分な配慮をしなければならない。

（農地、農業用施設等の保全）

第16条 開発区域内から排出される処理水等の放流については、農地、農業用施設等に悪影響を及ぼすことのないよう河川等の管理者のほか水路管理者（土地改良区等）とあらかじめ協議を行い、放流の許可又は同意を得なければならない。

2 開発に伴い、農業用水路を改修する場合は、農業用水路を利活用している農地を調査し、改修後であっても農業用水路としての機能を確実に確保しなければならない。また、一時的に水の流れを変更する必要があるときは、水路管理者と協議のうえ、農業用水路を利活用する農業者に周知し

なければならない。

- 3 開発事業等に起因して農作物、農地、農業用施設等に損害を与えたときは、開発者は損害を受けた者に対しその損害を賠償しなければならない。

(再生可能エネルギー発電施設の届出)

- 第17条 第3条第1項第7号に係る協議申請を行う開発者は、協議申請に併せ、再生可能エネルギー発電施設設置予定届出書(別記様式第14号)を、住民生活部税務課に提出しなければならない。

(地位の承継)

- 第18条 この要綱による協議申請をした開発者及び第11条による協定等を締結した開発者から、当該開発事業等に係る権限等を取得し開発事業等を行おうとする者は、その他位を承継するものとする。

- 2 前項の規定により地位を承継しようとする開発者は、地位承継届出書(別記様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、開発者と協議の上、決定する。

- 2 この要綱による手続き窓口は、都市整備部都市計画課とする。なお、開発者において施工上の疑義等が生じた場合には、公共施設等の個別管理窓口へ直接協議を行うことができる。

- 3 公共施設等の個別管理窓口は次表に示すとおりとする。

公共施設等	個別管理窓口
手続き窓口	都市整備部都市計画課
道路(里道を含む)	都市整備部建設課
河川、水路	都市整備部建設課
農業用水路	産業振興部農政課、おおきく土地改良区、護川土地改良区
雨水調整池、雨水浸透枳	都市整備部建設課
公園緑地等	都市整備部都市計画課
上水道	大津菊陽水道企業団
下水道(汚水)	都市整備部下水道課
下水道(熊本中核工業団地内の雨水)	都市整備部下水道課
浄化槽	都市整備部下水道課
消防水利	総務部防災交通課及び菊池広域連合消防本部警防課
ごみステーション	住民生活部環境保全課
文化財	教育部生涯学習課
集会所用地	総務部総務課
義務教育施設用地	教育部教育施設課
再生可能エネルギー発電施設に係る環境保全協定	住民生活部環境保全課
伐採及び伐採後の造林の計画の届出関係	産業振興部農政課
農地の転用	農業委員会
学校区	教育部学校教育課
再生可能エネルギー発電施設に係る資産の届出	住民生活部税務課

- 4 農林漁業施設の新設・規模拡大については、農林漁業に従事している者が、自己の業務や居住の用に供するための開発業務となるため、通常と異なる協議内容とする。

第2章 公共施設等に関する技術基準

(公共施設)

- 第20条 開発事業等を行おうとする土地の区域及びその周辺の区域において、既に道路、公園、水道、下水道その他の公共施設に関する計画が定められている場合には、当該開発事業等の計画は、これらの計画に適合するよう計画しなければならない。

(街区及び宅地開発の基準)

- 第21条 開発事業等の用地は、予定区画数、予定建築物等その他の施設のゆとりある配置が可能な面積を確保するものとし、街区は、原則としてその形状を長方形又はこれに近い形状とする。

- 2 宅地開発を行う開発者は、原則として1区画の面積をおおむね200平米(約60坪)以上を標準として計画すること。

- 3 共同住宅の開発を行う開発者は、原則として世帯数に対して駐車場を100%から200%以上確保すること。

(道路)

- 第22条 道路は、開発区域外の道路計画及び都市計画道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外の既存道路と接続するものは、双方の道路の機能が、有効に発揮されるよう設計しなければならない。

- 2 開発区域内の道路計画は、開発区域の面積、通過発生交通量、交通施設計画及び居住者の安全を

勘案して、次に掲げる道路が適切に配置されるよう計画するものとする。

- (1) 幹線街路
開発区域の骨格となるもので、近隣住区を形成する街路及び住区内の主要道路
- (2) 補助幹線街路
開発区域の近隣分区あるいは隣保区を形成し、幹線街路に連絡する道路
- (3) 区画街路
開発区域の区画を形成し、画地の交通の用に供する街路

3 法による開発許可の対象とならない規模の開発事業等については、道路位置指定申請をこの要綱による開発事業等計画承認書（別記様式第7号）を添付のうえ、申請すること。なお、町の道路管理者が管理する道路への移管帰属が町との協議のうえ明確なものはこの限りでない。

（道路の設計、構造）

第23条 開発区域内の道路構造等は、次の各号により計画するものとし、これにより難しい場合には道路構造令（昭和45年政令第320号）及び大津町内道路工事にに関する承認基準を基に計画するものとする。

- (1) 開発区域内の道路の幅員は、次表に掲げる数値を標準とする。

標準道路幅員

（単位：メートル）

種別		開発規模			
		1,000平米未満	1,000平米以上 3,000平米未満	3,000平米以上 20,000平米未満	20,000平米以上
住宅用の開発	幹線街路	—	—	—	12～18
	補助幹線街路	—	—	9	9
	区画街路	6 (5)	6 (5)	6 (5)	6 (5)
その他の開発	幹線街路	—	—	—	12～18
	補助幹線街路	—	9	9	9
	区画街路	6	—	—	—

注 「（5メートル）」は、住宅用の開発で、両端が既存道路（幅員4メートル以上6メートル未満）に接続し、その延長が120メートル以下の区画街路の場合又はこれに準ずる特例値とする。

- (2) 交通安全施設

ア 開発者は、次に掲げる道路の区間には、車両の路外逸脱防止や歩行者自転車等の安全な通行を確保するために防護柵を設けるものとする。なお、防護柵の種別形式の選定及び設置方法については、公益社団法人日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」を参照すること。

- (ア) 車両乗員に被害を及ぼすおそれがあると考えられる路側高さが2メートル以上の区間
- (イ) 道路ががけ、沼、河川、水路等に近接している区間で必要と認められる区間
- (ウ) 道路が鉄道又は他の道路と5メートル以内に近接している区間
- (エ) 曲線半径が300メートル以下の道路で、前後の線形を考慮した上で必要と認められる区間
- (オ) 4パーセントを超える下り勾配の道路で必要と認められる区間
- (カ) 変形交差の道路で必要と認められる区間
- (キ) 橋梁、高架等の前後又は橋脚等の付近で特に必要と認められる区間
- (ク) 歩行者等を車両から保護するために必要な区間
- (ケ) 歩行者の横断防止のために必要な区間
- (コ) 歩行者の路外への転落を防止するために必要な区間

イ 開発者は、次に掲げる道路交差部分には、道路照明を設けるものとする。なお道路照明の種別形式の選定及び設置方法については、公益社団法人日本道路協会の「道路照明施設設置基準・同解説」及び一般財団法人国土技術研究センターの「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を参照することとする。

- (ア) 幹線街路と幹線街路の交差点
- (イ) 幹線街路と補助幹線街路の交差点
- (ウ) 補助幹線街路と補助幹線街路の交差点

ウ 開発者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）第45条及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条に基づき、交通安全関係機関と協議の上、道路標識及び区画線等を設けるものとする。

- (3) 道路排水施設

開発者は、道路の雨水等を有効に排水するため、道路敷内にU字側溝（断面は0.3メートル×0.3メートル以上）等を設けるものとする。

- (4) 舗装構成

開発区域内の道路の舗装構成は下層路盤15センチメートル、上層路盤10センチメートル、表層5センチメートルとする。

(道路占用物件の埋設深さ等)

第24条 開発区域内の道路に上下水道等を埋設する場合、埋設の深さ及び埋設を示す標識テープの色彩は次表のとおりとする。

種別	埋設の深さ(道路面から埋設管頂までの距離)		埋設標識テープの色彩
	車道	歩道	
上水道	1.0メートル以上	1.0メートル以上	青色
下水道	1.2メートル以上	1.2メートル以上	茶色
ガス管	0.6メートル以上	0.5メートル以上	緑色
電力線	0.6メートル以上	0.5メートル以上	オレンジ色
電話線	0.6メートル以上	0.5メートル以上	赤色

2 開発区域内の道路への電柱・電話柱(支線及び支柱を含む)の設置は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には設置を認めるものとする。

- (1) 開発区域内の道路が歩道を有する道路であり、その歩道内の車道側に設ける場合
- (2) 開発区域内の道路に法敷があり、その法敷に設ける場合
- (3) 開発区域内の道路の規定幅員外に植栽帯等の施設帯があり、施設帯に設ける場合(公園、緑地又は広場の設計、構造)

第25条 開発事業等における公園、緑地又は広場(以下「公園緑地等」という。)の設置の技術的基準は、都市公園法(昭和31年法律第79号)等の関係法令及び県基準に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

(1) 公園緑地等の面積

公園緑地等の面積は次に掲げる値以上とする。ただし、50,000平方メートル以上の開発行為で、予定建築物等の用途が住宅である場合は公園とし、主として第2種特定工作物の建築の用に供する開発については、公園の設置を必要としない。

公園の規模

開発区域の面積	公園の面積
3,000平方メートル未満	不要
3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	開発区域の面積の3パーセント以上で、かつ、1箇所
10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	開発区域の面積の3パーセント以上で、かつ、1箇所300平方メートル以上
50,000平方メートル以上200,000平方メートル未満	開発区域の面積の3パーセント以上で、かつ、1箇所300平方メートル以上(うち1,000平方メートル以上のものが1箇所以上)
200,000平方メートル以上	開発区域の面積の3パーセント以上で、かつ、1箇所300平方メートル以上(うち1,000平方メートル以上のものが2箇所以上)

緑地又は広場の規模

開発区域の面積	緑地又は広場の面積
3,000平方メートル未満	不要
3,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	開発区域の面積の3パーセント以上
50,000平方メートル以上200,000平方メートル未満	開発区域の面積の3パーセント以上で、かつ、1箇所300平方メートル以上(うち1,000平方メートル以上のものが1箇所以上)
200,000平方メートル以上	開発区域の面積の3パーセント以上で、かつ、1箇所300平方メートル以上(うち1,000平方メートル以上のものが2箇所以上)

(2) 公園緑地等の面積の特例

次のアからウのすべてを満たす場合は、公園緑地等の設置は必要ない。

ア 開発区域の面積が3,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発行為

イ 開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合又は予定建築物及び敷地の用途が住宅以外のものである場合等の開発行為

ウ 開発区域の周辺に、町内にある既設の街区公園(次表に掲げる面積2,500平方メートルを標準とする。)以上の公園があり、新たな開発の区域全てが各公園の中心から次表に掲げる誘致距離内にある場合でかつ、居住者(予定建築物の用途が住宅以外のものである場合はその利用者等)が支障なくその公園を利用できる場合

公園の規模及び誘致距離

区分	面積	誘致距離
街区公園	2,500平方メートル以上	250メートル以下
近隣公園	20,000平方メートル以上	500メートル以下
地区公園	40,000平方メートル以上	1,000メートル以下

(3) 公園用地

開発区域に公園を設ける場合は、災害時における一時避難場所等の役割を果たすことを考慮し、次のアからカまでに留意し、原則として開発区域の中央に計画するものとする。また、防犯上の観点から1,000平方メートル未満の公園にあっても出入口を2箇所以上とすることが望ましい。

ア 高圧線下は、風揚等の遊戯に危険であり、また、災害時の避難場所として適当でないため、できるだけ公園としないこと。

イ 公園の外周が幹線街路、鉄道、水路等に接する場合は、柵、塀、植樹帯等を設け、利用者の安全を図ること。

ウ 公園の排水計画は、5年確率の計画降雨量を有効に排出できるよう計画すること。また、運動に供する部分の表土は、雨水を排水し易い土質とすること。

エ 公園に設ける施設は、都市公園法第2条及び同法施行令第4条を参酌するものとするが、あらかじめ町の公園担当部局と調整を図ること。

オ 車椅子、ベビーカーの乗り入れが容易なものであること。

カ 公園用地内に便所を設ける場合は、機能的、衛生的な施設であると同時に、防犯性が高く維持管理がしやすい施設であり、誰もが使いやすいものとする。

(消防水利の設計、構造)

第26条 開発区域内の消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）を参考に開発地周辺の消防水利環境を確認したうえで開発行為を行うよう努めるものとし、詳細は町総務部防災交通課と協議を行わなければならない。ただし、消防水利の新設等の場合、総務部防災交通課から菊池広域連合消防本部警防課と協議するよう求めがあったときは、菊池広域連合消防本部警防課と協議を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法に基づく協議が必要な開発においては、総務部防災交通課及び菊池広域連合消防本部警防課と協議を行わなければならない。

3 消防水利の給水能力は次の各号のとおりとする。

(1) 消防水利は、常時貯水量40立方メートル以上、または、取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

(2) 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

(3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

4 前項各号の給水能力を有する消防水利を確保することが困難であって法に基づく協議が必要な開発以外の場合は、町総務部防災交通課と協議のうえ、次の各号を消防水利とすることができる。なお、この場合の消防水利は、消防水利の基準には適合しない消防水利となることに留意すること。

(1) 防火水槽は、常時貯水量20立方メートル以上40立方メートル以下であって、当該防火水槽から第7項の表に定める半径の範囲内にある河川等又は給水設備等からの給水により、前項第1号と同等の給水能力となることを見込まれるもの。

(2) 消火栓は、近隣に前項第2号の直径150ミリメートル以上の管が無い場合は、消火栓の管を直径75ミリメートル以上とすることができる。なお、直径75ミリメートル以上150ミリメートル未満の管に消火栓を新設する場合は、消火栓の設置に関し、大津菊陽水道企業団と事前に設置の可否を協議しなければならない。

5 消防水利の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。

(2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。

(3) 消防ポンプ自動車容易に停車できること。

(4) 吸管投入孔のある場合は、その一边が0.6メートル以上または直径が0.6メートル以上であること。

6 消防水利に付属するホース格納庫には、呼称65の筒先1本及び20メートルホース3本を格納させること。なお、消防水利が地下式消火栓の場合は、呼称65の単口引き上げ式スタンドパイプ1本及び地下式消火栓開閉用MHキーハンドル1本を追加して格納させること。

- 7 開発区域の近隣に消防水利がある場合で、その消防水利の中心（防火水槽等にあつては吸管投入口の中心）から次表に定める半径に開発区域の一部が含まれている場合は、消防水利の設置を省略することができる。ただし、法に基づく協議が必要な開発においては、その消防水利の中心（防火水槽等にあつては吸管投入口の中心）から次表に定める半径に開発区域全域が含まれている場合のみ、消防水利の設置を省略することができる。

区域	地域	用途種別	半径
都市計画区域	用途地域	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100メートル
		上記以外の用途地域	120メートル
	その他の地域		140メートル

- 8 防火水槽を新設し、町が管理する公設防火水槽とする場合は、開発者が防火水槽用地を分筆し、寄附により町へ移管すること。
（汚水排水施設の設計、構造）

第27条 公共下水道（雨水を除く）事業計画区域又は農業集落排水処理施設区域内で、開発区域の一辺に町が管理する管渠が整備されているときは、開発区域の汚水排水を当該管渠に接続するものとし、その設計にあたっては、次の各号の基準及び公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」並びに県基準に合わせ計画しなければならない。また、開発区域の一辺に町が管理する管渠がない場合で、かつ、管渠の位置が開発区域の近くにある場合において、開発者の費用負担により接続をしようとする場合は、あらかじめ公共下水道（農業集落排水施設を含む）管理者と協議を行わなければならない。

(1) 汚水排水施設の材質、断面

汚水排水施設の管渠（開発区域内の道路に整備する管渠）の材質は、下水道用硬質塩化ビニル管とし、最小内径は150ミリメートルとする。また、宅地開発における画地と管渠を接続する取付管の材質は、下水道用硬質塩化ビニル管とし、その最小内径は100ミリメートルとする。

(2) 管渠の設計流速

開発区域内の道路に整備する管渠の最小勾配は0.35パーセント以上、設計流速は最小で0.6メートル毎秒から最大で3.0メートル毎秒とする。

(3) 取付管の布設

管渠を流末とする取付管の始点は、当該画地と道路との境界から画地側へおおむね1メートルの位置とし、始点には小口径硬質塩化ビニル製榦を設け、その最小内径は200ミリメートルとし、荷重がかかる場合は防護蓋を設置すること。また、宅地開発に該当しない工場等の計画の場合は、計画汚水量に応じた榦・マンホール等を設置すること。

- 2 公共下水道（雨水を除く）認可区域又は農業集落排水処理施設への接続が難しい場合には、放流水の放流先の管理者（土地改良区等の水路管理者を含む。）の同意を得た上で次の各号の基準を満たした合併処理浄化槽による汚水の処理を計画しなければならない。なお、おおむね3年以内に公共下水道が整備されその供用開始が確実な場合にあつては、合併浄化槽を設置せず汲み取り式とすることができる。

(1) 放流水の基準

合併浄化槽で処理された放流水は、生物化学的酸素要求量（BOD）の日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下でなければならない。

(2) その他の基準

この条項で定める基準のほか、熊本県合併処理浄化槽設置指導要項（平成11年要項第520号）の定めるところによる。

- 3 合併処理浄化槽の放流先が確保できない場合の蒸発拡散方式による処理、貯留方式による処理を計画する場合は、あらかじめ公共下水道（農業集落排水施設を含む）管理者と協議を行わなければならない。

（雨水排水処理施設の設計、構造）

第28条 開発区域内の雨水については、その用途及び開発面積に拘わらず流出抑制対策に努めるものとし、原則として開発区域内で雨水の処理をしなければならない。ただし、開発区域の周辺に河川、水路、道路側溝等（以下「河川等」という。）がある場合で、河川等の管理者（土地改良区等の水路管理者を含む。）が当該河川等を開発区域から排出される雨水の流末として放流の許可又は同意を得たものはこの限りでない。

- 2 開発事業等を行う場合の雨水処理については、大津町雨水排水設置基準によるものとする。

- 3 前項の規定による調整池に関しては、維持管理用の進入路、転落防止用の柵等の詳細な構造を町長等と協議するとともに、町への引渡しの日から起算して2年以内は、構造的な欠陥の修繕、隠れた瑕疵の修繕・改良を開発者の責任において実施するものとする。

- 4 第1項ただし書きの場合を除き、開発地から雨水が流出しないよう、開発地の境界沿いにブロック又はグレーチング付き側溝の設置等、物理的な対策を講ずること。

(給水施設の設計、構造)

第29条 住宅地を開発する場合及び工場等を開発する場合には、水道法（昭和32年法律第177号）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）並びに大津菊陽水道企業団給水条例（平成10年大津菊陽水道企業団条例第2号）、大津菊陽水道企業団給水条例施行規則（平成10年大津菊陽水道企業団規則第2号）に基づき、上水道施設の計画・整備を行わなければならない。

2 給水計画は、開発区域の規模、高低差等の地形、予定建築物の用途及び配置を勘案するとともに、当該開発区域を経由して周辺地域に給水する可能性も検討し、次の計画給水量を標準として計画しなければならない。

計画給水量

区分	給水量
1人1日平均給水量	280リットル
1人1日最大給水量	350リットル
時間最大給水量(1人1日に換算)	530リットル

3 配水管は、次の各号に適合するよう設計及び施工を行わなければならない。

- (1) 道路部における配水管の埋設深さは、路面から管頂までの距離を1メートル以上とすること。
- (2) 配水管の最小動水圧は、0.15パスカルであること。なお、開発区域直近の消火栓使用時においても正圧を保つものであること。
- (3) 管路のあらゆる地点についても、その有効水圧が平時、火災時のいずれに対しても所定の動水圧をこえ、かつ、給水区域内における水圧の分布ができるだけ均等となるようにすること。
- (4) 平時、火災時の双方について水理計算を行い、有効水圧がそれぞれ所定の動水圧を超えるよう管径を計算し、両者のうち最大となる方を採用すること。
- (5) 配水管は、いわゆる死水を発生することのないよう、行き止まり管を避け網目式に配置すること。やむを得ず行き止まり管となる場合は、その末端にドレン管を設けること。
- (6) 給水区域が系統を異にする2以上の給水区域からなっている場合は、それらの境界付近の配水支管を相互に連絡し、可能なかぎり本管相互も連絡すること。

4 前項に基づく設計計画については、大津菊陽水道企業団給水条例第6条の規定に基づき、水道事業管理者と協議を行わなければならない。

(一般家庭ごみ集積施設の設計、構造)

第30条 宅地開発を行う場合、おおむね10画地に対し1箇所の一般家庭ごみ集積施設（以下「ごみステーション」という。）を設けなければならない。なお、開発区域内で住宅以外の用途の建物を計画する場合、その建物から排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項の規定に基づき、排出者自らが処理しなければならない。

2 前項のごみステーションは、次の各号に適合するものであること。

- (1) ごみステーションの設置位置は、あらかじめ町のごみ回収ルートを確認し、当該ルートの沿線に設けなければならない。ただし、開発区域内の区画街路の幅員が6メートル以上で、かつ、その区画街路の両端が幅員6メートルを超える町の回収ルートに接続している場合は、開発区域内の区画街路沿線に設けることができる。
- (2) ごみステーションは、雨水等の滞留防止のため、勾配のあるコンクリート等の堅固な床版の上に設置しなければならない。
- (3) ごみステーションの収納容量は、宅地分譲地の場合は1世帯あたり2300、集合住宅の場合は1世帯あたり1400を基準とする。
- (4) ごみステーションは、台風、突風により転倒、移動することのない構造であるとともに、耐久性に優れ、カラス、犬、猫等の小動物が侵入できない構造であること。
- (5) ごみステーションは、高齢者及び障がい者等の使用にも配慮したものであること。

3 ごみステーションの設置にあわせ、町のごみ回収掲示看板を設置すること。

(公共・公益的施設の設計、構造)

第31条 開発者が整備する道路、公園緑地等、汚水排水施設、雨水排水施設、給水施設、消防水利、ごみステーション等この要綱で定めるもの以外の公共・公益的施設については、県基準による。

第3章 公共施設の管理の引継ぎ及び公共施設等の用に供する財産の移管に関する基準

(公共施設等の用に供する財産の移管に関する一般共通事項)

第32条 町に移管する公共施設等の用に供する財産は、次の各号条件を具備していなければならない。

- (1) 第4条第4項に係る協議において、町に移管する旨の確認がなされていること。
- (2) 移管する財産に、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 移管する土地は、公図と一致するとともに、境界点が強固な境界標で明示されていること。
- (4) 移管する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に合致したものであること。
- (5) 移管しようとする道路、公園緑地等、汚水排水施設、雨水排水処理施設、給水施設、消防水利、ごみステーション等の公共・公益的施設が粗悪なものでないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町に移管するにあたり支障があるものでないこと。

2 町に移管する土地、建物の所有権移転登記に関する費用は、次の各号に掲げるものを除き、大津町の負担とする。

- (1) 開発者の登記事項証明及び印鑑証明の取得に要する費用
- (2) 移管する土地の字図、登記簿謄本交付申請に要する費用
- (3) 登記承諾書及び所有権移転登記に必要な添付資料の作成及び町への提出に係る一切の費用
(公共施設等の用に供する財産の移管に関する添付図書)

第33条 公共施設等の用に供する財産の移管に関する添付資料等は次表のとおりとし、原則として紙媒体及び電子媒体（PDF、CADデータ等）で提出しなければならない。また、財産の所有権移転にあつては、字図、寄付しようとする財産の登記簿謄本、寄附採納願（別記様式第16号）、土地登記承諾書兼登記原因証明情報、登記事項証明（個人にあつては住民票）、印鑑証明書のほか、所有権移転登記に必要な関係書類を添付するものとする。

財産種別	必要書類					提出先
	竣工図 (平面図)	縦断図・ 横断図	施設構造図	構造計算書	その他	
道路（道路 付属施設を 含む）	○ 縮尺1/1000 以上	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/20以 上	○ 擁壁等の構 造物	工事写真のほか担当 課が指示する書類	建設課
橋梁	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/50以 上	○	工事写真のほか担当 課が指示する書類	建設課
公園緑地等	○ 縮尺1/1000 以上	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/50以 上	○ 擁壁、遊具 等の構造物	工事写真のほか担当 課が指示する書類	都市計画 課
消防水利	○ 縮尺1/1000 以上				工事写真のほか担当 課が指示する書類	防災交通 課
汚水排水施 設（下水道 施設）	○ 縮尺1/500 以上	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/20以 上	○ 必要に応じ	工事写真のほか担当 課が指示する書類	下水道課
雨水配水処 理施設（調 整池等）、河 川、水路	○ 縮尺1/500 以上	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/100以 上	○	工事写真のほか担当 課が指示する書類	建設課
給水施設	○ 縮尺1/1000 以上				工事写真のほか担当 課が指示する書類	大津菊陽 水道企業 団
ごみステー ション	○ 縮尺1/1000 以上				工事写真のほか担当 課が指示する書類	環境保全 課
その他公 共、公益的 施設	○ 縮尺1/1000 以上	○ 縮尺1/100 以上	○ 縮尺1/50以 上	○ 建築物	工事写真のほか担当 課が指示する書類	その他の 公共、公 益的施設 管理者

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第33号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

開発事業等協議申請書

年 月 日

大津町長 様

大津町開発事業等指導要綱（令和 4 年要綱第 9 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり協議申請を申請します。

記

開 発 者	住所					
	氏名	TEL				
開 発 区 域	菊池郡大津町大字					
代 理 者	住所					
	氏名	TEL				
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	地目	宅地・農地・山林 その他（ ）			
開 発 事 業 等 の 内 容		戸数		階数		
用 途 地 域						
接 続 道 路		幅員				
都 市 計 画 施 設		里道	有・無	水路	有・無	
排水放流先	雨水	汚水		し尿処理 方法		
その他の必要な事項 (上水道利用計画等)						

- 注 1 申請は、要綱第 4 条第 3 項に示す必要図書を添付のうえ提出してください。
- 2 この協議申請書の内容が法令の改正により、新しい法令に抵触することとなったときは、再度協議申請書の提出が必要です。
- 3 この協議申請書の内容が変更となる場合は、要綱第 4 条第 5 項に基づく変更協議、又は変更の届出が必要です。

設 計 説 明 書							
設 計 の 方 針							
工区計画	工 区 の 名 称	工 区 面 積	着 手 予 定 年 月 日	完 了 予 定 年 月 日			
		平方メートル	年 月 日	年 月 日			
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	地 域 地 区	用 途 地 域			そ の 他 の 地 域 地 区		
	地 目 別 の 概 要	宅 地	農 地	山 林	公 共 施 設 用 地	そ の 他	計
		面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
比 率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
土 地 利 用 計 画	宅 地 用 地	公 共 施 設 用 地	公 益 的 施 設 用 地	そ の 他 の 用 地	計		
	面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	比 率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
公 共 施 設 の 整 備 計 画 の 概 要	道 路 用 地	公 園 用 地	排 水 施 設 用 地	そ の 他 の 用 地	計		
	面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	比 率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
公 益 的 施 設 の 配 置 計 画 の 概 要	名 称	面 積		比 率			
		平方メートル		パーセント			
	計	平方メートル		パーセント			
<p>注 1 設計の方針の欄には、当該開発事業等の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入して下さい。</p> <p>2 工区が分かれている場合は、総括及び工区毎に記入して下さい。</p> <p>3 公益的施設の配置計画の概要の欄の名称は小学校、保育所、日用品の店舗等と記入するものとし、比率は当該公益的施設の面積の開発区域の面積に対する比率を記入して下さい。</p>							

開発区域内に係る開発事業等同意書

年 月 日

開発者

住所
商号又は名称
代表者

様

同意（権利）者

住所
氏名

印

私が権利を有する次の物件について、開発事業等に関する工事を行うことに同意します。
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 平方メートル	権利の種別	摘要

- 注1 物件の種類欄には、土地（地目）又は工作物の種類を記入してください。
 注2 権利の種別欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
 注3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、それぞれこの同意書を提出してください。

開発事業等に係る公共施設等管理者との事前協議経過書

開 発 区 域	菊池郡大津町大字		
公 共 施 設 等 の 名 称			
協 議 項 目	協 議 内 容		協 議 結 果
設 計			
管 理 方 法			
土 地 の 帰 属			
費 用 の 負 担			
そ の 他			
協 議 年 月 日 年 月 日	開 発 者	住 所 名 氏 名	
	協 議 者	名 代 表 者 名 氏 名	⑩
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 縦断図・横断図 ・ 施設構造図 ・ 構造計算書 		

注1 各課に2部提出し、協議後返却された1部のコピーを協議申請書に添付する。

開発事業等関係地域説明会等実施報告書

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

開発事業等計画については、下記のとおり説明会を実施しましたので報告します。

記

開 発 区 域	菊池郡大津町大字		
開 発 面 積	平方メートル	開発内容	
説 明 会 等 開 催 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	開催場所	
参 加 者			
概 要 (主な意見質問)			

注1 地域の代表者との協議の結果、説明会を開催せず回覧による開発事業等の周知となった場合は、回覧した資料を添付すること。

開発事業等に係る変更（協議・届出）書

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に協議申請を行った開発事業等について、計画内容に変更が生じたので（協議・届出）します。

1 開発区域	菊池郡大津町大字
2 開発区域の面積	平方メートル
3 申請時の開発事業等の内容	
4 工事施工者住所氏名	
5 変更の概要	
6 変更理由	
7 添付書類	

注1 変更協議と届出の違いについては、要綱第4条第5項のほか、県基準第2節を参照すること。

第 年 月 日
号

様

大津町長

開発事業等計画承認書

年 月 日付、協議申請の開発事業等計画については、下記のとおり町の意見を付して承認します。

記

開 発 者	住所 氏名
開 発 区 域	菊池郡大津町大字
開 発 事 業 等 の 面 積	平方メートル
開 発 事 業 等 の 内 容	
町 の 意 見	

開発事業等工事着工届

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

大津町開発事業等指導要綱（令和4年要綱第9号）第10条第1項の規定により、工事に着手しますので届け出ます。

承認等年月日		年 月 日 第 号
開 発 区 域		
工 事 着 手		年 月 日
工 事 施 工 者	住 所	電 話
	氏 名	
(添付書類) 1、工事工程計画表 2、工事に関する連絡体制表 3、工事に関する緊急連絡網		

開発事業等工事完了届

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

大津町開発事業等指導要綱（令和4年要綱第9号）第10条第1項の規定により、開発事業等に関する工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

承認等年月日	年 月 日 第 号
開発事業等の内容	
開 発 区 域	菊池郡大津町大字
工 事 着 工	年 月 日
工 事 完 了	年 月 日
(添付書類) 1、竣工図面 2、竣工写真 3、工事写真	

開発事業等に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住所
氏名

㊞

大津町開発事業等指導要綱(令和4年要綱第9号)第10条第2項の規定により、
開発事業等に関する工事(承認番号 年 月 日 第 号)を下記
のとおり廃止しましたので届け出ます

記

1 工事を廃止した年月日	
2 工事の廃止に係る開発区域	菊池郡大津町大字
3 工事の廃止に係る地域の面積	平方メートル
4 工事を廃止した理由	

注1 工事に着手している場合は、廃止時の当該土地の状況(現状図と写真)及び今後の用途を記載した書類を添付すること

開発事業等に係る変更承認申請書

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日で完了検査を行った開発事業等について、変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 申請時の開発事業等の内容	
4 工事施工者住所氏名	
5 変更の概要	
6 変更理由	
7 添付書類	

再生可能エネルギー発電設備撤去届出書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に協議申請を行った再生可能エネルギー発電施設について、この度撤去を行うことになりましたので、大津町開発事業等指導要綱（令和4年要綱第9号）第13条第4項の規定により、届け出ます。

開 発 区 域	菊池郡大津町大字
再生可能エネルギーの種類	水力 ・ 風力 ・ 地熱 ・ バイオマス ・ 太陽光
撤去の規模	全面 ・ 一部
撤去開始予定年月日	年 月 日 ()
撤去完了予定年月日	年 月 日 ()
撤去工事施工者	住所 商号又は名称 代表者 (担当者氏名： 、連絡先)
撤去工事完了後の現地の保全方法	
(添付書類) 1、位置図 2、現地平面図 3、その他撤去の規模を示す書類	

- 注1 この届出は、住民生活部環境保全課に提出してください。
2 撤去工事開始前までに、地域への説明会を開催するよう計画してください。

埋蔵文化財包蔵地照会依頼書

提出日	令和 年 月 日	受付番号：
依頼者	住所	
	商号又は名称	
	担当者	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
包蔵地確認を行う土地	所在地	大津町
	現況	<input type="checkbox"/> 造成地 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> その他 ()
	予定工期	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
確認目的	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定 <input type="checkbox"/> 開発行為(事前調査を含む) <input type="checkbox"/> 予備調査 <input type="checkbox"/> その他 ()	
特記事項		

.....以下、大津町教育委員会回答欄.....

回答日	令和 年 月 日	
確認事項	<input type="checkbox"/> 包蔵地・遺跡内 <input type="checkbox"/> 包蔵地・遺跡等の隣接地 <input type="checkbox"/> 開発区域及びその周辺に包蔵地・遺跡等はありません	
	遺跡名：	
今後の手続き	<input type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出が必要	・当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。工事等を行われる際は、文化財保護法に基づき、 工事着工予定日の60日前までに届出が必要 です。 ・土地売買等の際は、当該地が包蔵地・遺跡等であることを売り渡し先にお伝えください。 ・工事の際は、事前に確認調査が必要な場合があります。また、確認調査の結果、本調査が必要になることがあります。
	<input type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出不要	・工事の途中で、遺構や遺物等を発見された場合には、そのままの状態ですぐやかに大津町教育委員会までご連絡ください。(文化財保護法第96条) ・周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合、念のため試掘調査や立会調査をお願いすることがあります。
	<input type="checkbox"/> 後日回答	・教育委員会において協議を行い、後日回答させていただきます。
特記事項		

(受付印)

大津町教育委員会 生涯学習課
 〒869-1292 大津町大字大津 1233 番地
 大津町役場 庁舎 2 階
 TEL 096-293-2180 / FAX 096-293-9512
 shougai@town.ozu.kumamoto.jp

対応者	回答状況
	<input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 回答済 <input type="checkbox"/> 電 話回答済 <input type="checkbox"/> F A X回答済 <input type="checkbox"/> E-mail 回答済

再生可能エネルギー発電施設設置予定届出書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住所（所在地）
 氏名（法人名）
 担当
 電話番号

所有者	
再生可能エネルギーの種類	水力 ・ 風力 ・ 地熱 ・ バイオマス ・ 太陽光
設置予定数	
設備の設置予定地（※）	
設置予定面積	平方メートル
新規・増設等の区分	新規 ・ 増設 ・ 更新
発電の目的	売電 ・ 自家消費 ・ その他（ ）
経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備の認定の有無	有 ・ 無
国からの補助金の有無	有 ・ 無
設置完了予定年月日	年 月 日

注1 設置予定対象の地番を全て記載してください。
 2 この届出は、住民生活部税務課に提出して下さい。

地位承継届出書

年 月 日

大津町長 様

承継人 住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

大津町開発事業等指導要綱（令和4年要綱9号）第18条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

承認等年月日	年 月 日 第 号 承認・協定 ()	
被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承 継 の 原 因		
開 発 事 業 等 の 内 容		
開 発 区 域	菊池郡大津町大字	
事 業 の 概 要 及 び 面 積	平方メートル	
承 継 年 月 日	年 月 日	

寄 附 採 納 願

私儀、
として、別添（登記承諾書兼登記原因証明情報）のとおり寄附したいので採納くださるようお願いいたします。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

大津町長 様

- 注1 印鑑証明書及び登記承諾書兼登記原因証明情報を必ず添付してください。
2 法人にあつては、登記事項証明書の添付も必要です。
3 この手続きに使用する印鑑は、実印を押してください。